

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:福祉部生活支援課 No.002

処 分 名	生活保護の変更の申請に対する処分
処 分 の 概 要	生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するものです。申請後審査を経て、要件に該当すれば、保護変更の決定をし、生活保護費を支給します。該当しない場合は、却下の決定を行います。
根拠法令等・条項	生活保護法（昭和 25 年号外法律第 144 号）第 24 条第 9 項、第 8 条
審 査 基 準	<p>生活保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行なわれます。また、扶養義務者の扶養や他の法律に定める扶助は、生活保護に優先されます。</p> <p>その上で、生活保護受給世帯員の状況や、収入の変化に応じ、国が示した基準に沿った必要な保護を実施します。</p>
標準処理期間	14 日（但し、扶養義務者の資産状況の調査に日時を要する等特別な理由がある場合には 30 日）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 29 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	原則 本庁 3 階生活支援課窓口への提出
備 考	ホームページのリンク先 http://www.city.kasukabe.lg.jp/seikatsu/kenkou-fukushi/fukushi/seikatsuho.go.html

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■生活保護法

(申請による保護の開始及び変更)

第二十四条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

- 一 要保護者の氏名及び住所又は居所
- 二 申請者が要保護者と異なるときは、申請者の氏名及び住所又は居所並びに要保護者との関係
- 三 保護を受けようとする理由
- 四 要保護者の資産及び収入の状況(生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。)
- 五 その他要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項

2 前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、当該書類を添付することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。

4 前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。

5 第三項の通知は、申請のあつた日から十四日以内にしなければならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを三十日まで延ばすことができる。

6 保護の実施機関は、前項ただし書の規定により同項本文に規定する期間内に第三項の通知をしなかつたときは、同項の書面にその理由を明示しなければならない。

7 保護の申請をしてから三十日以内に第三項の通知がないときは、申請者は、保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができる。

8 略

9 第一項から第七項までの規定は、第七条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。

10 略

(基準及び程度の原則)

第八条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。